小清水町　人事　（4月1日付）

【町】　（兼）～兼務発令

▼保健福祉課
・保健福祉課長補佐　村上信二（同健康推進係長）
・健康推進係長　坂田真希（同健康推進係主任）
・健康推進係　服部まどか（同医療保険係）

▼地域包括支援センター
・（兼）地域包括支援センター次長　村上信二

【教育委員会】

▼管理課
・管理係　臼井友昭（企画財政課企画財政係）

▼給食センター
・（兼）給食係長　久川勝之
・（兼）給食係　臼井友昭

◇新規採用

▼保健福祉課
・医療保険係　武藤恵

▼企画財政課
・企画財政係　藤宮渉

◇退　職（3月31日付）

・斉藤修一（管理課長補佐（兼）給食センター給食係長）
・小野美徳（総務課総務係主査）

各学校教職員の異動のお知らせ

このたびの教職員人事異動により、転任・退職されました諸先生方、在任中は本町の教育のためにご尽力をいただきありがとうございました。今後の益々のご活躍をご祈念申し上げます。
また、新たにお迎えした先生方には、学校教育をはじめ、地域の社会教育事業や自治会活動など、さまざまなご活躍をご期待申し上げます。

皆さん、ありがとうございました!!

◇転　出

【小清水小学校】
校長　諏江信夫　紋別市立紋別小学校
教諭　中元周一　網走市立中央小学校
教諭　岡美和一　網走市立南小学校
教諭　酒田泉香　斜里町立斜里小学校
教諭　児玉紋子　札幌市立美しが丘小学校

【小清水中学校】
教諭　泉次郎　佐呂間町立浜佐呂間小学校
教諭　寺崎克学　北見市立小泉中学校
教諭　大藪健太郎　美幌町立美幌中学校
教諭　川畑摩沙子　滝上町立滝上中学校
教諭　小笠原紳一　北見市立留辺蘂中学校

【小清水高校】
校長　高野洋史　上磯高校
教諭　冨木優子　札幌厚別高校
教諭　小林達史　北見柏陽高校
教諭　菅野真那未　清水陽高校
教諭　浦弘昭　期限付
事務長　箭原政則　寿都高校

◇退　職

【小清水小学校】
教諭　片山登　北見市立小泉小学校（期限付）

【小清水中学校】
事務職員　大本美和

よろしくお願いします!!

◇転　入（4月1日付）　前任地等

【小清水小学校】
校長　寺本聡一　湧別町立芭露小学校
教諭　久世瞬　網走市立中央小学校
教諭　塩川祐子　斜里町立斜里小学校
教諭　島田琴美　湧別町立上湧別小学校
教諭　澤入弥生　北見市立端野小学校
教諭　神山達郎　新規採用
教諭　沢田早生　新規採用
教諭　河合建弥　定数補充（期限付）
教諭　谷川祐介　初任研加配（期限付）
栄養教諭　鼻田藍子　小清水町立学校給食センター

【小清水中学校】
教諭　梶野有美　北見市立北中学校
教諭　我妻孝史　北見市立東相内中学校
教諭　谷口敦　美幌町立北中学校
教諭　壹ッ石健太郎　新規採用
教諭　加藤夏子　新規採用

【小清水高校】
校長　関山良一　江別高校
教諭　形部繁　釧路商業高校
教諭　宮渡映里　新規採用
教諭　邊玲　期限付
教諭　加藤宏枝　期限付
事務長　山本易史　札幌東商業高校

春の火災予防運動

春は、火災が発生しやすい時季を迎え、全道一斉に春の火災予防運動が始まります。
4月20日(土)～30日(火)まで「消すまでは　出ない行かない　離れない」を合言葉に、春の火災予防運動が一斉に展開されます。
この運動にあたり、町民の皆様に安心・安全・火災・災害のない町づくりをモットーに運動していますので期間中町民の皆さまのご協力をお願いします。

野焼きにおける防火対策の徹底について

火災予防の普及については、日頃から格別のご配意を賜り厚くお礼を申し上げます。
春の農作業が始まるこの時期は、空気も乾燥し、強い風が吹く季節ですので防火対策について万全の注意を払うようお願いします。

1. 野外焼却（野焼き）禁止

原則として、すべての野外焼却が禁止されています

2. 野外焼却（野焼き）の禁止の例外

①風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
（どんど焼き、地域の行事における不要となった門松、しめ縄など、風俗習慣上の焼却）
※プラスチック類の装飾品は、外して焼却。
②農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（農業者が行う稲藁の焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却、漁業者が漁網に付着した海産物、流木などの 焼却）
※農廃ビニール・プラスチック類、雑草の枯れ草、紙くず、ごみ等の焼却は含まれません。
③焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの
（暖をとるための焚火・キャンプファイヤーなどを行う際の木くずの焼却）

3. 基準に従わない野外での廃棄物の焼却には、厳しい罰則が適用されています。

※罰則「3年以下の懲役、300万円以下の罰金、又はこの併科」となっています。
※例外とはいえ煙などにより、近隣周辺住民の生活環境に影響を及ぼす恐れがある場合は、行政指導の対象となります。

4. 上記の理由を問わず、連絡なしで野焼きを行った場合は、付近を通行した方からの問い合わせや、119番通報を受け緊急出動する場合がありますので、事前に小清水分署に連絡願います。

※連絡先　斜里地区消防組合消防署小清水分署　☎（62）2851
※消防への焼却行為の届け出（連絡）は、火災予防の観点から設けられた制度であり、届け出（連絡）によって野外焼却が合法化されるものではありませんので注意願います。

【野焼きに関する詳しい内容についてのお問い合わせ先】
町民生活課住民活動係　☎（62）4472